

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年4月2日(2015.4.2)

【公開番号】特開2013-105741(P2013-105741A)

【公開日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2013-027

【出願番号】特願2012-34104(P2012-34104)

【国際特許分類】

F 21 S 2/00 (2006.01)

F 21 Y 101/02 (2006.01)

【F I】

F 21 S 2/00 3 4 0

F 21 Y 101/02

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月10日(2015.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1リフレクタと、

第2リフレクタと、

前記第1リフレクタと前記第2リフレクタとの間に配置された少なくとも1つの光源モジュールと、

前記第2リフレクタを支持する底部、及び該底部から傾斜して延在している少なくとも1つの側壁部を有するボトムカバーと

を備える、バックライトユニット。

【請求項2】

前記側壁部は、前記底部に直交する面と33°～53°の角度を有するように傾斜している、請求項1に記載のバックライトユニット。

【請求項3】

前記側壁部と前記底部とが接する地点から前記側壁部の最外側地点までの水平距離は、10mm～20mmである、請求項1に記載のバックライトユニット。

【請求項4】

前記側壁部は、前記ボトムカバーの内部から見て、膨らんだ曲面を有する、請求項1に記載のバックライトユニット。

【請求項5】

前記側壁部は、前記ボトムカバーの内部から見て、凹んだ曲面を有する、請求項1に記載のバックライトユニット。

【請求項6】

前記ボトムカバーは、第1方向に延在している少なくとも1つのエッジ部をさらに有し、

前記側壁部は、前記エッジ部の先端部から前記第1方向と異なる第2方向に延在している、請求項1に記載のバックライトユニット。

【請求項7】

前記少なくとも1つの光源モジュールは、前記エッジ部に沿って前記第1方向に配列さ

れている、請求項 6 に記載のバックライトユニット。

【請求項 8】

前記側壁部と前記底部とが接する地点から前記側壁部の最外側地点までの水平距離と、前記エッジ部の長さとの比率は、1.85% ~ 3.85%である、請求項 6 に記載のバックライトユニット。

【請求項 9】

前記側壁部により支持された第 3 リフレクタをさらに備える、請求項 1 に記載のバックライトユニット。

【請求項 10】

前記第 1 リフレクタの反射率及び前記第 3 リフレクタの反射率は互いに異なる、請求項 9 に記載のバックライトユニット。

【請求項 11】

前記第 1 リフレクタの反射率及び前記第 3 リフレクタの反射率は同一である、請求項 9 に記載のバックライトユニット。

【請求項 12】

前記第 2 リフレクタの反射率及び前記第 3 リフレクタの反射率は互いに異なる、請求項 9 に記載のバックライトユニット。

【請求項 13】

前記第 2 リフレクタの反射率及び前記第 3 リフレクタの反射率は同一である、請求項 9 に記載のバックライトユニット。

【請求項 14】

前記第 3 リフレクタは前記側壁部の全体により支持されている、請求項 9 に記載のバックライトユニット。

【請求項 15】

前記第 3 リフレクタは前記側壁部の一部により支持されている、請求項 9 に記載のバックライトユニット。

【請求項 16】

前記第 3 リフレクタは前記側壁部の下部領域を覆う、請求項 15 に記載のバックライトユニット。

【請求項 17】

前記第 3 リフレクタは前記側壁部の上部領域を覆う、請求項 15 に記載のバックライトユニット。

【請求項 18】

前記第 3 リフレクタは前記側壁部の中央領域を覆う、請求項 15 に記載のバックライトユニット。

【請求項 19】

前記第 3 リフレクタは前記第 2 リフレクタと接触する、請求項 15 に記載のバックライトユニット。

【請求項 20】

前記第 3 リフレクタは前記第 2 リフレクタと離隔している、請求項 15 に記載のバックライトユニット。

【請求項 21】

前記側壁部は、前記ボトムカバーの内部から見て、平坦な面を有する、請求項 1 に記載のバックライトユニット。

【請求項 22】

ディスプレイパネルと、

前記ディスプレイパネルに光を照射するバックライトユニットとを備え、

前記バックライトユニットは請求項 1 乃至 2_1 のいずれかに記載のバックライトユニットである、ディスプレイ装置。

【請求項 2 3】

請求項 1 乃至 2_1 のいずれかに記載のバックライトユニットを備える、照明システム。